

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

沖縄市では、行政、市民、教育関係者及び事業者等が一体となって男女共同参画社会の実現に向け取り組んでいくため、2011（平成 23）年 12 月に「沖縄市男女共同参画推進条例」を制定しました。本条例に基づき、次の内容を計画の基本理念とします。

- (1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮できる機会が確保されること。
- (2) 男女が、社会で活動するときに、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行の影響を受けないように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野において方針の立案及び決定に参画できる機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いに協力し、社会の支援の下に、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と協調の下に行われること。

沖縄市男女共同参画推進条例 前文

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女は、その性別にかかわらず、個人として尊重されなければならないとし、国際社会とともに歩む取組として、男女共同参画社会基本法や国内法令等を整備してきた。

しかしながら、長い歴史の中で形成された、性別により役割を決めてしまう考え方やそれに基づく社会通念、慣習、しきたり等から生ずる課題が残されている。

すべての人が等しく平和で豊かな生活がおくれるまちづくりに取り組む沖縄市は、戦後幾多もの歴史の変遷から外国人の居住者も多く、多彩な言語や生活習慣、文化などが共存する国際色豊かな個性あふれる文化のまちであり、さらに未来を担う子どもたちが夢に向かって元気にたくましく育つ環境をつくることを目標としている。

このような沖縄市の特性を活かしながら、誰もが性別、年齢、国籍、慣習等にかかわらず、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できるとともに、喜びと責任を分かち合える社会を目指す必要がある。

ここに、私たち沖縄市民は、子どもも大人も共に男女共同参画について理解を深め、市、市民、教育関係者及び事業者等が一体となって男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進することを決意し、この条例を制定する。

2 行政、市民、教育関係者、事業者等の責務

「沖縄市男女共同参画推進条例」に基づき、行政、市民、教育関係者、事業者等の責務をまとめます。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、市民、教育関係者、事業者等、国、県及び他の地方公共団体と連携し、協力するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、その推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育関係者の責務）

第6条 教育関係者は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に配慮した教育を行うよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者等の責務）

第7条 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 基本目標・施策の方向性

基本理念の実現に向けて、3つの基本目標、11の施策の方向性のもと具体的取り組みを展開します。

(1) 基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革

男女共同参画社会の実現を目指し、あらゆる年代の市民に対して、その理念や目的、意義等の周知・啓発や固定的性別役割分担意識等の見直し等の周知・啓発をすすめていきます。

誰もが互いに人権を尊重し、責任も分かち合い、ジェンダー平等の実現に向けて、意識・慣行の見直しを継続的に進めるとともに、多様性の観点を重視し、多様な性のあり方にも配慮した男女共同参画社会の推進を図ります。

また、幼児教育や学校教育の場をはじめ、家庭や職場、地域社会において、幼少期から高齢者に至る幅広い層を対象に、ジェンダー平等の視点に立った教育・学習に努めます。

(2) 基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の参画拡大【沖縄市女性の活躍推進計画】

あらゆる分野において、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できるよう、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するために、女性の人材育成・エンパワーメント支援、女性活躍の取り組みを進めます。

また、男女の均等な雇用機会と待遇確保、多様で柔軟な就労・再就職・キャリア形成など、女性のチャレンジを支援するとともに、仕事と家庭生活等を両立するための環境整備に向けた啓発、子育て環境の充実、経営者や管理職を対象とした男性の家庭参画への理解促進の取り組みを強化し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

地域における女性リーダーを育成し、男女がともに地域活動や NPO・ボランティア活動などに参加することで男女共同参画の視点が根づくように支援するとともに、共生・協働社会を目指します。

(3) 基本目標Ⅲ 安心・安全なまちづくり【一部：沖縄市 DV 防止基本計画】

人権侵害やあらゆる暴力の根絶を目指し、その未然防止のための意識啓発や相談支援、被害者を支援機関へ適切につなぐ体制の構築・強化を関係機関や市民との協働のもとすすめていきます。

また、人生 100 年時代を見据えたライフステージに応じた生涯にわたる心とからだの健康支援や生きがいづくり、性の多様性、互いの性を尊重する意識の醸成を総合的に進めます。

性に配慮した健康支援や人権尊重の意識啓発等をすすめ、互いの性や人権等を尊重しつつ、広い視野で多様な価値観を認め合う社会の形成を目指します。

近年、頻発する大規模災害に備え、男女共同参画の視点に立った災害時の対応ができるよう、平常時からの防災に関する活動への女性の参画を促進します。

4 施策体系

基本目標	施策の方向性
I 男女共同参画に向けた意識改革	(1)男女共同参画意識の啓発
	(2)人権の尊重
	(3)国際社会との協調
II あらゆる分野における女性の参画拡大 【沖縄市女性の活躍推進計画】	(1)政策決定・方針決定への男女共同参画の推進
	(2)地域における男女共同参画の推進
	(3)就労環境の改善に向けた支援
	(4)就労・起業等に対する支援
III 安心・安全なまちづくり	(1)ドメスティック・バイオレンス(DV)・性暴力等あらゆる暴力の根絶 【沖縄市DV防止基本計画】
	(2)生涯を通じた健康づくり
	(3)生活上の困難を有する市民への支援
	(4)男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

※施策の領域：対象者

具体的取り組み	施策の領域				頁
	市	市民 団体等	こども 教育者	事業者	
①情報発信の充実	●	●	●	●	33
②市民に向けた男女共同参画の意識改革		●			33
③こども・教職員・団体等に向けた男女共同参画の意識改革		●	●	●	33
④市職員に向けた男女共同参画の意識改革	●				33
①こども・教職員に向けた人権教育の推進			●		36
②市民に向けた人権教育の推進		●			36
③相談窓口の周知と相談体制の充実		●			36
④パートナーシップ制度導入の検討		●			36
①海外姉妹都市留学支援		●			37
②異文化交流		●			37
③女性団体への支援		●			37
①審議会・委員会等への女性委員の登用	●	●			39
②市職員管理職に対する女性職員の登用促進	●				39
③事業所に対する周知				●	39
①沖縄市男女共同参画センターの活用		●			40
②地域団体への支援		●			40
①事業所に対する情報提供				●	42
②農林漁業における男女共同参画の推進				●	42
③市職員の就労環境改善の取り組み	●				42
④子育て支援の実施		●		●	43
⑤介護者に対する支援		●		●	43
①就労支援		●			44
②起業支援		●			44
①あらゆる暴力の防止に向けた意識啓発		●	●		47
②相談窓口の周知と相談体制の充実		●			47
③被害者支援の充実		●			47
④加害者の更生支援		●			47
①健康づくり支援		●			51
②リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の浸透		●			51
③自殺対策		●			51
①ひとり親家庭への支援		●			54
②高齢者が安心して暮らせる環境整備		●			54
③障がい者が安心して暮らせる環境整備		●			54
④生活困窮世帯が安心して暮らせる環境整備		●	●		55
⑤在住外国人が安心して暮らせる環境整備		●			55
⑥誰もが暮らしやすい環境整備		●	●		55
①男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の確立		●			56
②防災現場への女性の参画拡大	●	●			56

